

令和元年度

宮津与謝環境組合

定期監査結果報告書

宮津与謝環境組合監査委員

令和元年度定期監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類 定期監査

(2) 監査実施日 令和元年7月17日(水)

(3) 監査方針、監査の重点

地方自治法には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されているところであるが、構成市町の財政状況が極めて厳しい中であって、行財政の効率的かつ適正な執行がより強く求められているところから、関係法令等の定めるところに従って業務が適正に執行されているかどうかを確認するとともに、経済的・効率的及び効果的に実施されているかという点について重点的に監査を実施した。

監査の重点事項

- ・ 予算の執行は適正に行われているか。
- ・ 財産管理は適正に行われているか。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。

(4) 監査の方法

平成31年4月1日から令和元年6月30日までに執行された業務の概況について説明を求めたほか、予算の執行、契約事務並びに財産管理について関係書類の提出を求め、書面による審査及び現地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

2 監査の結果

(1) 予算の執行については、例月出納検査における調書、資料等も参考にして監査を実施した結果、地方自治法、財務規則など関係法令等に準拠し、適正に行われていると認められた。

(2) 財産の管理状況について関係台帳等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。来年は、新ごみ処理施設への事務所移転を控えていることから、備

品等の使用状況についても適正な管理の下で整理を行うこと。

- (3) 契約事務については、令和元年度第1四半期に執行された契約4件及び、事業実施中の契約3件を対象に監査を実施した。契約内容は総務関係委託業務が4件、施設整備及び運営業務に関する契約が3件となっている。

契約関係書類において、変更契約を行った根拠となる書面が一連の手続き書類として一括保存されていないものが一部に見受けられたため、契約関係書類は一括し、時系列で整理保存すること。

- (4) 宮津与謝環境組合は、宮津与謝地域の新たな広域ごみ処理施設の整備及び運営を目的に、一部事務組合として平成25年4月に設立され、建設用地の取得及び事業者決定から、造成工事を経て、平成28年度に施設建設工事に着手されている。

本年度は、建屋建築とプラント機械設備の設置を終え、来年4月1日のごみ全量受け入れによる施設の実質稼働と同年6月末の竣工に向けて事業が進められている。

今後においては、既存施設からの円滑な事業移行が図られるとともに、新たな施設の運営が1市2町の住民福祉の向上に寄与することを期待するものである。